

○大阪市立大学大学院生活科学研究科学位論文取扱内規

制定 昭和 53 年 11 月 14 日

最近改正 平成 19 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 大阪市立大学大学院生活科学研究科における学位論文の取扱については、本学大学院学則(以下「学則」という)、本学学位規程(以下「規程」という。)及び生活科学研究科履修規程に定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

(学位論文の審査及び試験)

第 2 条 学位論文の審査及び試験は、修士の学位にあつては本研究科教授会において選出する 3 名以上の、原則として専任教授、准教授をもって構成する審査委員会で行い、博士の学位にあつては本研究科教授会において選出する 3 名以上の、専任教授をもって構成する審査委員会で行う。

審査委員会は、その結果を本研究科教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、必要あるときは、審査委員会の構成員として本研究科において委嘱する他の教員を加えることができる。
- 3 学位論文の試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある専門分野について筆記又は口述によって行う。

(学位論文の提出期日)

第 3 条 課程を修了する者の学位論文の提出期日は、次のとおりとする。ただし、当日が休日のときは、その前日とする。

(1)学則第 20 条第 1 項による修士論文 2 月 10 日

(2)学則第 20 条第 3 項による博士論文 1 月 10 日、4 月 10 日

7 月 10 日、10 月 10 日

- 2 規程第 3 条第 2 項により課程を修了しない者の提出する博士論文の提出期日は、別に定めない。

(公聴会)

第 4 条 博士の学位の申請を受理したときは、審査期間内に、提出された論文を中心として公聴会を開くものとする。

(学力の確認を省略することができる年限)

第 5 条 規程第 8 条第 3 項により学力の確認を省略することができる年限は、退学の日から起算して 5 年以内とする。

附則【省略】